

令和4年4月1日制定

令和5年4月1日改正

男鹿市風力発電メンテナンス等関連資格取得支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市内事業者が風力発電、地熱発電、太陽光発電、水力発電、バイオマス発電事業等（以下、「風力発電等」という。）に参画し、もって新たな雇用の創出、産業振興を図るため、これらに関連する特殊高所作業技術や潜水技術等の習得や更新を含む関連資格の取得（以下、「資格取得等」という。）など、人材育成を目的とした事業者の社員教育及び資格取得に要する経費に対し、予算の範囲内で男鹿市風力発電メンテナンス等関連資格取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を市内事業者へ交付することについて、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「風力発電メンテナンス等」とは、風力発電等の保守管理、建設等の業務とする。

2 この告示において、「事業者」とは次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に住居又は事業所のある個人

(2) 市内に事業所を有し、かつ県内に本社機能を有している法人で、現に事業活動を営んでおり、当該事業所において風力発電メンテナンス等を実施している、又は実施を計画している者

3 この告示において、「資格」とは、事業者が風力発電等に関する事業拡大及び技術向上を図るために、その社員に取得又は更新させる資格又は免許であって、別表第1に掲げるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に全て該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

(1) 第2条第2項の事業者であること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号のいずれにも該当する経費とする。

- (1) 補助対象者に正規雇用（期限に定めのない雇用をいう。）されている者が、風力発電メンテナンス等に必要な資格取得等のために支出される経費であること。
- (2) 研修機関等の受講費、教材費、旅費交通費、宿泊費、研修等に必要な資材調達費用のほか、資格取得等に要する経費であること。
- (3) 本補助金と重複して、国、県、他の市町村等が実施する能力開発に係る補助金等の交付を受けていないこと。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費の4分の1以内の額とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付限度額は、一人当たり20万円とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に、以下の各号に定める書類を添えて、受講等の申込の前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 別表第2に定める書類
- 2 本補助金の交付を複数年にわたり受ける場合でも、申請は年度ごとに行うものとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の交付申請について、規則第6条の規定に基づき審査の上、交付するものと決定した場合には、交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないものと決定した場合には、不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するため、条件を付することができる。

（補助金交付申請書の取下げ）

第8条 申請者は、前条の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又は条件に不服があるときは、補助金交付申請書の取下げをすることができる。

(補助事業の中止、又は変更等)

第9条 申請者は、補助事業を中止、廃止又は変更しようとする場合、市長の承認を受けなければならない。

2 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、直ちに市長に報告し指示を受けなければならない。

(状況報告及び検査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは申請者に対し、補助事業の実施状況について報告を求め、又は備え付け書類及び補助事業の検査を行うことができる。

2 市長は、前項の報告又は検査の結果、必要があると認めるときは補助事業の変更を命じ又は指示することができる。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業が完了した場合、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は第7条に定める交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6号)に、以下の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第7号)
- (2) 収支精算書(様式第8号)
- (3) 別表第3に定める書類

(補助金額の確定)

第12条 市長は前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(備付け書類等)

第13条 申請者は次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えて、必要な事項を記載し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

- (1) 第6条第1項に定める申請書類等及び第12条第1項に定める報告書類等
- (2) 当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿
- (3) 収入及び支出及び各種契約書等証拠書類
- (4) その他市長が必要と認め、指示した書類

(補助金の交付)

第14条 補助金の支払は完了払とし、第12条に規定する補助金額確定通知書の通知後に市長へ請求するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第15条 市長は、補助金交付決定通知書を受けた者が、次の各号の一に該当すると認められる場合、補助金の交付決定若しくは交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) この告示に基づく命令若しくは交付条件等に違反し、又はその他不正な行為があると認められたとき。
- (2) 補助事業の執行が不適當と認められたとき。
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金交付申請書が取り下げられたとき。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第 1（第 2 条関係）

補助対象とする資格等
・ GWO（Global Wind Organization）基本安全訓練
・ STCW 条約に基づく基本訓練
・ 風車等のメンテナンスに必要となる安全訓練、ロープワーク等の技術や資格
・ メンテナンス等に要する船を扱う人材の船舶免許取得、国内外での船舶を使用した実地研修等
・ 海洋労働のための安全訓練や講習受講等
・ 風車基礎、海底送電線等の水中設備点検に必要な資格の取得等
・ メーカーや認証団体等によるメンテナンスに係る認定取得等
・ その他、市長が特に認めるもの

別表第 2（第 6 条関係）

補助金の交付申請に添付する書類		
種別	数量	摘要
補助対象事業者の概要	1	所在地、関連事業所、資本金、出資関係、従業員数などが分かるもの
定款の写し	1	
登記簿謄本の写し	1	
市税に未納がない証明	1	
メンテナンス業務に関する具体的な計画を確認できる書類	1	メンテナンス業務の対象となる施設の概要（位置図・平面図等）、協議の経緯等を説明する資料等
研修等の内容を確認できる書類	1	研修機関等からの通知書及び研修計画書等の写し
正規雇用を確認できる書類	1	労働条件通知書、雇用契約書等
雇用状況を確認できる書類の写し	1	出勤簿、タイムカード等の写し
その他市長が必要と認めた書類	1	必要に応じて指示したもの

別表第3（第11条関係）

補助金の実績報告に添付する書類		
種別	数量	摘要
雇用状況を確認できる書類	1	別表第2に同じ
研修等の実績を確認できる書類	1	日誌、カリキュラム表、修了証等の写し、各種試験の実施記録や試験証明書等
研修等に係る経費を確認できる書類	1	領収書、納品書等の経費が分かるものの写し
その他市長が必要と認めた書類	1	必要に応じて指示したもの

附 則（令和4年4月1日告示第38号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第46号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に改正前の男鹿市風力発電メンテナンス等関連資格取得支援事業費補助金交付要綱の規定によってなされた処分、手続その他の行為であって、この告示による改正後の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってなされた処分、手続その他の行為とみなす。